

保護者各位

認定こども園 舞戸保育所
園長 吉田 諭大



保育料決定通知書について

鯉ヶ沢町福祉衛生課より、令和元年度9～3月分の保育料決定通知書が届きましたので配布します。

- ※ 兄弟が同時入園している場合、封筒の中に全員分まとめて同封されていますのでご確認ください。
- ※ 保育料の額は市町村民税所得割課税額により決定されており、9～3月分は平成31年度市町村民税所得割課税額により算出されています。
- ※ 保育料の決定について何かご不明な点がありましたら、鯉ヶ沢町福祉衛生課 子ども家庭班までおたずねください。
- ※ 10月から「幼児教育・保育の無償化」がスタートし、3～5歳児クラスの子全員と0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子が無償化の対象となります。今回9～3月までの保育料決定通知書が発行されましたが、無償化の対象となる場合、10月からの保育料は無償となります。無償化の対象者への通知は、別途、9月下旬に発行されるとのことです。

幼児教育・保育の無償化につきましては、保護者の皆様へのお知らせが遅くなっておりまして大変申し訳ございません。

今月から、内閣府による特設ホームページの開設やテレビCMの放送なども始まっており、保護者の皆様の関心も高まっているものと思いますが、鯉ヶ沢町から保育所・認定こども園の事業者に対する説明が未だなく、保護者の皆様へ詳細をお伝えできる状況にありません。

町からの説明があり次第、園としての方針を決定し、保護者の皆様に対するご説明なども行っていく予定ですので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

さしあたり、今回の通知の中に、鯉ヶ沢町が発行した無償化に関するチラシが同封されておりますので、まずはそちらをご覧くださいませようお願いします。

ご不明な点がありましたら、現時点で分かる範囲内で個別に対応させていただきますので、園または鯉ヶ沢町福祉衛生課 子ども家庭班までお問い合わせくださいませようお願いします。

幼児教育・保育の無償化特設ホームページ(内閣府)

